

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

清須市長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	・児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、高校生修了まで(18歳になって最初の3月31日を迎えるまで)の国内に住所を有する児童を対象として、その児童の監護を行う保護者に児童手当を支給するものである。ただし、前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が政令で定める額以上であるときは、児童手当の支給はなく、特例給付を支給するものである。 ・本事務における特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。 ①父母指定者の届出の受理 ②父母指定者の届出に係る事実の審査 ③受給資格者からの認定の請求の受理 ④認定の請求に係る事実の審査 ⑤児童手当の額の改定の請求又は届出の受理 ⑥児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査 ⑦現況の届出の受理 ⑧現況の届出に係る事実の審査 ⑨氏名等の変更の届出の受理・確認 ⑩住所等の変更の届出の受理・確認 ⑪受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理 ⑫受給資格者からの受給事由消滅の届出に係る事実の審査 ⑬未支払の児童手当の請求の受理 ⑭未支払の児童手当の請求に係る事実の審査 ⑮受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ⑯官公署等に対する必要な資料の提供等の求め
③システムの名称	児童手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 主務省令第2条の表106、107の項 主務省令第108条、第109号 【情報提供の根拠】 主務省令第2条の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) 主務省令第44条、第127条、第143条、第163条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清須市 健康福祉部 こども家庭課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次のような留意事項等を遵守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者の適切な監督を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部次長兼子育て支援課長 林 耕司	健康福祉部子育て支援課長 加藤 久喜	事後	部署異動に伴うもの
平成29年1月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	清須市 健康福祉部 子育て支援課 452-8563 愛知県清須市清洲一丁目6番地1 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 健康福祉部 子育て支援課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	庁舎移転に伴うもの
平成30年5月21日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 加藤 久喜	子育て支援課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IVリスク対策		IVリスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	清須市 総務部 防災行政課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	
令和7年3月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、中学生修了まで(15歳になって最初の3月31日を迎えるまで)の国内に住所を有する児童を対象として、その児童の監護を行う保護者に児童手当を支給するものである。	・児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、令和6年度10月から高校生修了まで(18歳になって最初の3月31日を迎えるまで)の国内に住所を有する児童を対象として、その児童の監護を行う保護者に児童手当を支給するものである	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和7年3月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	健康福祉部子育て支援課 子育て支援課長	健康福祉部こども家庭課 こども家庭課長	事後	部署異動に伴うもの
令和7年3月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	清須市 健康福祉部 子育て支援課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 健康福祉部 こども家庭課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	部署異動に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	Ⅳリスク対策		11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策〔9〕 従業者に対する教育・啓発〕当該対策は十分か【再掲】〔十分である〕判断の根拠 事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者 の適切な監督を行っている。	事後	新様式への移行に伴うもの
令和7年3月21日	Ⅳリスク対策		8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か〔十分である〕判断の根拠 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の ような留意事項等を遵守している。住基ネット照 会によりマイナンバーを取得するのではなく、申 請者からマイナンバーの提供を受け、その上で 記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場 合にのみ行う住基ネット照会 は、4情報または 住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	新様式への移行に伴うもの
令和7年3月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、中学生修了まで(15歳になって最初の3月31日を迎えるまで)の国内に住所を有する児童を対象として、その児童の監護を行う保護者に児童手当を支給するものである。	・児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、高校生修了まで(18歳になって最初の3月31日を迎えるまで)の国内に住所を有する児童を対象として、その児童の監護を行う保護者に児童手当を支給するものである。	事後	制度改正に伴うもの
令和7年3月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の56の項	番号法第9条第1項、別表81の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の74,75の項 番号法別表第二の主務省令第40条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26,30,87の項) 番号法別表第二の主務省令 第19条,第44条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 主務省令第2条の表106、107の項 主務省令第108条、第109号 【情報提供の根拠】 主務省令第2条の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) 主務省令第44条、第127条、第143条、第163条	事後	
令和7年3月21日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和2年4月1日	令和6年10月1日	事後	
令和7年3月21日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和2年4月1日	令和6年10月1日	事後	